

# 日高市における現場代理人及び技術者等の適正配置について

令和5年1月  
日高市

本市発注工事における現場代理人及び主任技術者等の配置に関する留意事項を以下のとおりまとめたので、契約の締結及び適正な履行の確保に当たり留意願います。

## 記

### 1 現場代理人及び技術者について

#### (1) 現場代理人とは

建設業法で設置を義務付けているものではなく、日高市建設工事請負契約約款に基づき設置されている者であり、契約の的確な履行を確保するため、当該建設工事の契約に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この契約に基づく受注者の一切の権限（請負代金の変更、請求及び受領等を除く。）を行使することができるものとして工事現場に置かれる受注者の代理人のことをいいます。

#### (2) 主任技術者及び監理技術者とは

建設工事の適正な施工を確保するために、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督（施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事に従事する者の技術上の指導監督）をする者をいいます。（建設業法第26条の4第1項）

##### (ア) 主任技術者

工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいい、請負金額の大小に関わらず建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には必ず置かなければなりません（建設業法第26条第1項）。

また、公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額4,000万円以上、建築一式工事においては8,000万円以上）に設置する主任技術者及び監理技術者は、原則として工事現場ごとに専任で配置しなければなりません（建設業法第26条第3項及び同法施行令第27条）。

※ 「建設業者」とは、建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者を指します。

※ 請負金額が500万円（建築一式工事においては1,500万円）未満であっても、建設業者であれば主任技術者の配置が必要です。

##### (イ) 監理技術者

工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいい、発注者から直接建設工事を請負った（元請）建設業者が、4,500万円（建築一式工事においては7,000万円）以上を下請契約して施工する場合には、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければなりません。（建設業法第26条第2項）

監理技術者は、大規模な下請契約をする場合に建設工事の施工を担当するすべての下請け業者を適切に指導・監督する機能を果たし、工事の施工に関する総合的な計画、指導等の重要な職務を遂行しなければなりません。そのため、主任技術者より高度な管理能力・技術力等が必要とされ、資格要件も厳しいものになっています。

※ 発注者から直接建設工事を請負った(元請)建設業者が、4,500万円(建築一式工事においては7,000万円)以上を下請契約して施工する場合、特定建設業の許可が必要となります。(建設業法第3条及び同法施行令第2条)

### (3) 営業所の専任技術者とは

建設業法第7条第2号の規定により建設業の許可要件として、営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任で配置することとされている者をいい、現場に配置する主任技術者等とは別です。ここでの「専任」とは、その営業所に常勤し、専らその職務に従事することを意味します。

営業所の専任技術者は、主任技術者が専任を要する場合を除き、次の要件を満たせば主任技術者との兼務が可能です。(「営業所における専任の技術者の取扱いについて(平成15年4月21日付国総建第18号)及び「監理技術者運用制度マニュアル ニ-二(5)営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係(最終改正 令和2年9月30日国不建第130号)」)

- ① 当該営業所において請負契約が締結された工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡が取れること。

## 2 現場代理人及び主任技術者等の資格要件等

### (1) 現場代理人

特別な資格は要しませんが、直接的かつ恒常的な雇用関係であることが必要です。日高市においては、建設工事の適正な施工を確保するため、受注者と現場代理人との間に直接的で恒常的な雇用関係があることを条件として取り扱っています。(主任技術者等についても同様とする)

### (2) 主任技術者及び監理技術者

建設業法等に基づき、以下の区分に応じて必要な資格が異なります。

許可を受けている業種	指定建設業(7業種) 土木一式、建築一式、管、鋼構造物、舗装、電気、造園			その他(22業種) 大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
	許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業	
元請工事における 下請金額合計	4,500万円(建築一式の場合 7,000万円)以上	4,500万円(建築一式の場合 7,000万円)未満	4,500万円以上は契約 できない	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は契約 できない
工事現場の 技術者制度	工事現場に 置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の 資格要件	①一級国家資格者 ②国交省大臣特別認定者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科+実務経験者(3年又は5年) ③実務経験者(10年)	①一級国家資格者 ②主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負金額が4,500万円以上のものに関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科+実務経験者(3年又は5年) ③実務経験者(10年)	
	技術者の 現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、請負金額が4,000万円(建築一式の場合8,000万円)以上となる工事				
	監理技術者資格証の 必要性	必要	必要なし		必要	必要なし

## 3 「現場代理人の常駐」と「主任技術者等の専任」について

### (1) 「現場代理人の常駐」とは

当該建設工事のみを担当していることだけでなく、作業期間中、特別の理由がある場合

を除き常に工事現場に滞在していることをいいます。日高市においては、一定の条件を満たす場合のみ常駐義務を緩和しています。(日高市建設工事請負契約約款第 10 条第3項)

(2) 「主任技術者等の専任」とは

他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。(監理技術者制度運用マニュアル 三 監理技術者等の工事現場における専任)

4 現場代理人の兼務例

		兼務する工事			
		日高市及び地方公共団体発注工事			
		兼務を認める工事 (常駐を緩和する工事)		兼務を認めない工事 (常駐を緩和しない工事)	
日高市 発注工事	兼務を認める工事 (常駐を緩和する工事)	主任技術者を専任で配置が する必要がない工事 (請負代金4,000万円未満)	主任技術者を専任で配置する工 事のうち、同一の主任技術者の兼務が 認められた工事 (請負代金4,000万円以上)	主任技術者を専任で 配置する工事 (請負代金4,000万円以上)	監理技術者を配置する工事 (特定建設業者が4,500万円以上の下 請契約する場合)
		主任技術者を専任で配置が する必要がある工事 (請負代金4,000万円未満)	主任技術者を専任で配置する工事 のうち、同一の主任技術者の 兼務が認められた工事 (請負代金4,000万円以上)		
	兼務を認めない工事 (常駐を緩和しない工事)	主任技術者を専任で配置する工事 (請負代金4,000万円以上)			
		監理技術者を配置する工事 (特定建設業者が4,500万円以上の 下請契約する場合)			

○:兼務可(日高市を除く地方公共団体発注工事と兼務する場合、距離要件有)

×:兼務不可

※低入札価格調査の対象となっている場合は兼務不可

【距離要件】

・飯能県土整備事務所管内及び川越県土整備事務所管内で施工されている工事